

1. 議事日程

日程第 1 仮議席の指定

日程第 2 議長の選挙

2. 議事日程

日程第 1 副議長の選挙

日程第 2 議席の指定

日程第 3 会議録署名議員の指名

日程第 4 会期の決定

日程第 5 常任委員会の選任

日程第 6 議会運営委員の選任

日程第 7 上天草衛生施設組合議会議員の選挙

日程第 8 天草広域連合議会議員の選挙

日程第 9 上天草・宇城水道企業団議会議員の選挙

日程第10 承認第 1号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて（上天草市
税条例等の一部を改正する条例の制定について）

日程第11 承認第 2号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて（上天草市
国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

日程第12 承認第 3号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて（平成20
年度上天草市一般会計補正予算（第8号））

日程第13 承認第 4号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて（平成20
年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第5
号））

日程第14 承認第 5号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて（平成20
年度上天草市水道事業会計補正予算（第4号））

日程第15 承認第 6号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて（平成21
年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第1号））

日程第16 同意第 1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

日程第17 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

3. 本日の出席議員は次のとおりである。(22名)

議長	堀江 隆臣				
1 番	平田 晶子	2 番	何川 雅彦	3 番	田中 辰夫
4 番	須崎 光枝	5 番	宮下 昌子	6 番	西本 輝幸
7 番	高橋 健	8 番	小西 涼司	9 番	島田 光久
10 番	川口 望	11 番	田中 万里	12 番	山口 安彦
13 番	北垣 潮	14 番	園田 一博	15 番	窪田 進市
16 番	津留 和子	17 番	桑原 千知	18 番	渡辺 勝也
19 番	田中 勝毅	20 番	猪塚 安親	21 番	新宅 靖司

4. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

5. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市 長	川端 祐樹	教 育 長	鬼塚 宗徳
病 院 事 業 管 理 者	樋口 定信	総 務 企 画 部 長	永森 良一
市 民 生 活 部 長	村田 一安	建 設 部 長	永森 文彦
教 育 部 長	鬼塚 憲雄	健 康 福 祉 部 長	松浦 省一
経 済 振 興 部 長	佐伯 秀昭	会 計 管 理 者	池田 昇
上天草総合病院事務長	松本 精史	水 道 局 長	鋏田 成朗
総 務 課 長	杉田 良一	財 政 課 長	森内 孝生

6. 職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	村枝 誠二	局 長 補 佐	野崎 秀満
参 事	大石智奈美	主 事	本多 志保

開会 午前10時00分

○議会事務局長(村枝 誠二君) おはようございます。

このたび、皆様におかれましては、厳しい選挙の中、上天草市議会議員に御就任の栄誉を得られまして、まことにありがとうございます。

さて、本臨時会は一般選挙後初めての議会でございます。事務局の私のほうから、皆様に参集

の御案内を申し上げた次第でございます。

なお、初めての議会でありますので、議席の指定がしてございません。そこで、仮に1番議席から市議会議員歴の当選回数並びに生年月日順に、ただいまの議席に着席をお願いしております。

次に、会議に入ります前に、議員並びに執行部の自己紹介をお願いしたいと存じます。顔なじみの方もおられるかとは存じますけれども、初対面の方もおられますので、簡単な自己紹介で結構でございます、1番議席から順次、自己紹介をお願いしたいと思います。

○1番（平田 晶子君） おはようございます。

大矢野町出身、平田晶子でございます。皆様の温かい御支援により、20代も議会に参加できることを心より感謝しております。これから一生懸命頑張りますので、よろしく願いいたします。

○2番（何川 雅彦君） おはようございます。

何川雅彦と申します。このたび、市民の皆様の温かい御支援を受けましてこの議場に入ることができました。未熟者ではございますけれども、何事にもチャレンジ精神を持って取り組みたいと思っております。どうか、よろしく願いいたします。

○3番（田中 辰夫君） おはようございます。

松島町阿村出身の田中辰夫です。今回初めて議員ということになりました。何事も初めての経験でございます。どうか、皆様の力をおかりしながら頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○4番（須崎 光枝君） おはようございます。

龍ヶ岳大道の須崎光枝です。まだ未熟な点多々あると思っておりますけれども、一生懸命頑張る決意ですので、よろしくお願い致します。

○5番（宮下 昌子君） おはようございます。

姫戸町出身の宮下昌子でございます。4年ぶりに帰ってまいりました。どうぞ、よろしくお願い致します。

○6番（西本 輝幸君） 松島町の西本輝幸です。

宮下議員と同じ、4年ぶりに復帰してきました。初心に帰って頑張りたいと思っております。よろしく願い致します。

○7番（高橋 健君） おはようございます。

大矢野町出身の高橋健です。また帰ってくることができました。市民のために一生懸命、初志貫徹で、できることから頑張っていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○8番（小西 涼司君） おはようございます。

松島町合津出身、小西涼司と申します。2期目になります。4年間、よろしくお願い申し上げます。

○9番（島田 光久君） おはようございます。

龍ヶ岳出身の島田光久です。2期目ということで、1期目のつもりで、初心に返ってしっかり

頑張りたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

○10番（新宅 靖司君） おはようございます。

松島町今泉出身の新宅靖司です。2期目ということになります。50歳です。1階から2階へ上ってちょっと見晴らしがよくなりましたので、頑張っていきたいと思います。よろしく申し上げます。

○11番（川口 望君） おはようございます。

登立出身の川口です。また前年度同様、今年度も頑張っていきますので、よろしくお願いいたします。

○12番（田中 万里君） おはようございます。

田中万里でございます。おかげさまで、またこの場に帰ってくることができ、席も一つ後ろになり、前にはきれいなお姉さん方と、後ろにはりりしい先輩方がおられる中で、間に挟まれて緊張の議会となるかと思いますが、これまでどおり市民のために一生懸命頑張りたいと思いますので、何とぞよろしく願いいたします。

○13番（山口 安彦君） おはようございます。

大矢野町登立出身の山口安彦です。今回3期目でございますけれども、私も前の席で執行部の皆さん方の顔をつどつど見ながら真剣に取り組んできました結果、何とかまた、今回も返り咲くことができました。課題山積の上天草市発展のために、執行部の皆さん方ともども、協力しあって頑張っていきたいと思います。よろしく申し上げます。

○14番（北垣 潮君） おはようございます。

龍ヶ岳町高戸出身の北垣潮です。選挙中、何とか同情票をもらってこの場に帰ってきました。今後とも市民の皆様の声を市政に届けるために頑張っていこうと思っております。私もことしになってから、今まで、少年のような気持ちでいたんですけれども、いろいろ経験して、ほんとうに心の中は汚れてしまったというか、大人になったような、そういう気持ちでおります。今後とも一生懸命頑張っていこうと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○15番（園田 一博君） おはようございます。

園田一博です。大矢野町の中出身でございます。私も3期目ということで、帰ってくることができました。これもひとえに皆さんのおかげと感謝を申し上げます。市民の期待にこたえて頑張っていきたい、このように思っておりますので、よろしく申し上げます。

○16番（堀江 隆臣君） おはようございます。

堀江隆臣でございます。姫戸町二間戸出身です。いよいよ、議員生活も11年目に入りました。最後列になりましたけれども、また新たな気持ちで4年間を頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○17番（窪田 進市君） おはようございます。

窪田進市でございます。今回の選挙でいろいろな大切な、市民の皆さんの声を聞くことができました。心を新たにいたしまして、皆さんと一緒に、市の発展のために頑張っていく所存でおり

ます。よろしくお願ひ申し上げます。

○18番（津留 和子君） おはようございます。

大矢野町柳出身の津留和子と申します。また再びこの市政の場で働かせていただくことを大変うれしく思っております。どうか、よろしくお願ひいたします。

○19番（桑原 千知君） おはようございます。

龍ヶ岳出身の桑原でございます。あつという間の20年でございます。初心に返り、一生懸命頑張りたいと思います。前にやかましい二人がおりますので、もしやかましいときには少し抑えてくださいと注意をしますので、ひとつ仲よくやっていきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○20番（渡辺 勝也君） おはようございます。

大矢野町の渡辺でございます。老体にむち打って、何とか皆さんのお力添えで1議席をいただくことができました。私は大体、ぶら下がりが専門でございます。また今回も何とかぶら下がりて1議席を射とめましたので、今後ともよろしくお願ひいたします。

○21番（田中 勝毅君） おはようございます。

姫戸出身の田中勝毅と申します。よろしくお願ひします。今回の選挙は4名の定数削減ということもあって、大変厳しい選挙戦を戦ってまいりました。おかげをもちまして、また帰ってくることができましたので、どうかよろしく御指導、御支援を賜りますようお願いを申し上げます。

○22番（猪塚 安親君） おはようございます。

姫戸の姫浦出身の猪塚でございます。今回の選挙は大変厳しゅうございました。先ほどの渡辺議員ではございませんが、今回ぐらいは渡辺議員より1票でも上という気持ちで頑張ったつもりですが、やはり渡辺議員の下でございました。考えてみますと、老人をいたわる心がちょっと失われているんじゃないかという気がしました。今回の選挙で、町議から8回目を戦いましたが、一番厳しゅうございましたが、何とか皆さんの御支援でこの席に帰ってくることができました。今後とも、皆さんともども一生懸命、上天草市発展のために尽力をしていきたいと思ひます。今後ともよろしくお願ひいたします。お世話になります。

○議会事務局長（村枝 誠二君） どうもありがとうございました。

続きまして、執行部から自己紹介をお願いしたいと思います。

まず初めに、川端市長からお願ひいたします。

○市長（川端 祐樹君） 皆さん、おはようございます。市長の川端でございます。

まずもって、皆様方におかれましては、先般執行されました上天草市議会議員一般選挙において見事当選を果たされました。それぞれのお言葉から、大変厳しかったという言葉でございます。定数が26から22に削減される中、皆様方には大変厳しい選挙戦を乗り越えられて今の栄冠があるのではないかというふうに思ひます。心からお喜びを申し上げます。

さて、市政運営につきまして、皆様御承知のとおり、大から小まで課題が山積しております。我々執行部も、職員一丸となってその解決を図り、市民生活の向上、市民の幸せの追求、そして

市の総合的な発展を心から目指して頑張っていきたいと思っております。市の執行部と議会は車の両輪というふうに例えられます。どうか、皆様方におかれましては、今後とも御指導、そしてさまざまな御指摘をいただきながら、我々の運営に御協力を賜ればというふうに思っております。どうぞ、今後ともよろしく願いいたします。

○**議会事務局長（村枝 誠二君）** 次に、教育長。

○**教育長（鬼塚 宗徳君）** 皆さん、おはようございます。教育長の鬼塚宗徳でございます。今後とも皆様方の御協力、よろしくお願い申し上げます。

○**議会事務局長（村枝 誠二君）** 次に、病院事業管理者。

○**病院事業管理者（樋口 定信君）** おはようございます。

病院事業管理者の樋口です。よろしくお願い致します。病院長も兼務しております。上天草総合病院におきましては、皆様方の御支援をいただきまして、順調に経営の健全化が進んでおります。私たち病院職員一同、地域医療を守るために、そして市民の健康を守るために、これからも頑張っていきますので、御支援のほどよろしくお願い致します。

○**議会事務局長（村枝 誠二君）** 次に、総務企画部長。

○**総務企画部長（永森 良一君）** おはようございます。

まずもって、御当選おめでとうございます。4月1日付で総務企画部長を拝命いたしました永森です。出身は姫戸町です。

就任後、やがて一月半ほど経過しようとしておりますが、日々悪戦苦闘しております。今後も、職責の重さを肝に銘じながら、日々精進したいと思っておりますので、折にふれて御助言、御指導いただきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

○**議会事務局長（村枝 誠二君）** 次に、市民生活部長。

○**市民生活部長（村田 一安君）** おはようございます。

4月から市民生活部長を拝命いたしました村田でございます。

私も、あと残すところ11カ月となりました。皆さん方におかれましては、よろしく御指導のほどお願い申し上げまして、ごあいさついたします。

○**議会事務局長（村枝 誠二君）** 次に、建設部長。

○**建設部長（永森 文彦君）** 建設部長の永森です。よろしくお願い致します。

○**議会事務局長（村枝 誠二君）** 次に、教育部長。

○**教育部長（鬼塚 憲雄君）** おはようございます。

鬼塚憲雄です。教育部長を拝命しております。大矢野町出身です。どうぞよろしくお願い致します。

○**議会事務局長（村枝 誠二君）** 次に、健康福祉部長。

○**健康福祉部長（松浦 省一君）** おはようございます。

健康福祉部長の松浦でございます。2年目となります。高齢者ふれあい課、福祉課、保健課、老人ホームの所管を受け持っております。どうぞよろしくお願い致します。

○**議会事務局長（村枝 誠二君）** 次に、経済振興部長。

○**経済振興部長（佐伯 秀昭君）** おはようございます。

このたびの改選、大変お疲れでございました。私は、4月の異動によりまして、監理課長から経済振興部長を拝命いたしました、大矢野町出身の佐伯と申します。今後、各議員皆様方の御指導を仰ぎながら、当市の経済振興に努力してまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく御指導方お願いいたします。

○**議会事務局長（村枝 誠二君）** 次に、会計管理者。

○**会計管理者（池田 昇君）** おはようございます。

会計管理者の池田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○**議会事務局長（村枝 誠二君）** 次に、病院事務長。

○**上天草総合病院事務長（松本 精史君）** 病院事務長の松本でございます。

龍ヶ岳町高戸の出身でございます。病院事業管理者ともども病院運営に励んでいきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○**議会事務局長（村枝 誠二君）** 次に、水道局長。

○**水道局長（楢田 成朗君）** おはようございます。

水道局長の楢田と言います。出身は姫戸町です。今後とも、よろしくお願いいたします。

○**議会事務局長（村枝 誠二君）** 次に、総務課長。

○**総務課長（杉田 良一君）** おはようございます。

総務課長の杉田でございます。出身は龍ヶ岳町でございます。どうかよろしくお願いいたします。

○**議会事務局長（村枝 誠二君）** 次に、財政課長。

○**財政課長（森内 孝生君）** おはようございます。

ことし4月1日付で財政課長を拝命いたしました姫戸出身の森内です。どうぞよろしくお願いいたします。

○**議会事務局長（村枝 誠二君）** 以上で、議員さん並びに執行部からの自己紹介が終わりました。

次に、臨時議長の紹介をさせていただきます。

先にも申し上げましたとおり、一般選挙後最初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、年長議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。出席議員の中で猪塚安親議員が年長の議員でありますので、御紹介申し上げます。

それでは、猪塚安親議員、議長席をお願いいたします。

○**臨時議長（猪塚 安親君）** 改めまして、おはようございます。

ただいま紹介を受けました猪塚安親でございます。

地方自治法第107条の規定によりまして、臨時に議長の職務を行います。議長の選挙が終わりますまで、何とぞ議員各位の御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

よって、これより平成21年第2回上天草市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事は、お手元に配付の議事日程第1号によって行います。

日程第1 仮議席の指定について

○臨時議長（猪塚 安親君） 日程第1、この際、議事の進行上、仮議席を指定いたします。

仮議席はただいま御着席の議席を指定いたします。

お諮りいたします。

ここで暫時休憩したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（猪塚 安親君） 御異議ございませんので、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時40分

日程第2 議長の選挙について

○臨時議長（猪塚 安親君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2、これより議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、投票による選挙と指名推選の二つの方法がありますが、投票による選挙とすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（猪塚 安親君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は投票により行うことに決定いたしました。

それでは、議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（猪塚 安親君） ただいまの出席議員数は22名であります。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（猪塚 安親君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（猪塚 安親君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

[投票箱点検]

○臨時議長（猪塚 安親君） 異常なしと認めます。

念のため、申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙には被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順に投票願います。

事務局長に、議席番号と氏名の点呼を命じます。

○議会事務局長（村枝 誠二君） それでは、1番議席、平田晶子議員。2番議席、何川雅彦議員。3番議席、田中辰夫議員。4番議席、須崎光枝議員。5番議席、宮下昌子議員。6番議席、西本輝幸議員。7番議席、高橋健議員。8番議席、小西涼司議員。9番議席、島田光久議員。10番議席、新宅靖司議員。11番議席、川口望議員。12番議席、田中万里議員。13番議席、山口安彦議員。14番議席、北垣潮議員。15番議席、園田一博議員。16番議席、堀江隆臣議員。17番議席、窪田進市議員。18番議席、津留和子議員。19番議席、桑原千知議員。20番議席、渡辺勝也議員。21番議席、田中勝毅議員。最後に、22番議席、猪塚安親議員。

○臨時議長（猪塚 安親君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（猪塚 安親君） 投票漏れなしと認めます。

これで、投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○臨時議長（猪塚 安親君） これより、開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、開票の立会人に平田晶子君、何川雅彦君並びに田中辰夫君を指名いたします。よって、3名の方に開票の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

○臨時議長（猪塚 安親君） ただいまの選挙の結果を報告いたします。

投票総数22票、これは先ほどの議員数に符合いたしております。そのうち、有効投票22、無効投票ゼロ。

有効投票中、堀江隆臣君11票、津留和子君11票、以上のとおりであります。

すなわち、堀江君の得票と津留君の得票が同数であります。しかも、その得票数は法定得票数6票を超えております。よって、地方自治法第118条の規定により準用する公職選挙法第95条の規定によって、当選者はくじで定めることになりました。

ここで、くじの手續について申し上げます。

くじは2回引きます。1回目はくじを引く順序を決めるためのものがございます。2回目は、この順序によってくじを引き、当選人を決定するためのものです。

くじは、目の前にありますくじ棒で行います。堀江隆臣君、津留和子君の登壇を願います。

立会人は、高橋君、小西君並びに島田君をお願いいたします。

それではまず、くじを引く順序を決めるくじを行います。

くじ棒の1から5までをくじ箱に入れます。くじ箱のくじ棒の若い番号を引いた方が最初にくじを引きます。くじは、二人に同時に引いていただきます。それでは、くじを引いてください。

[くじ引き]

○臨時議長（猪塚 安親君） くじを引く順序が決定いたしましたので、報告します。まず初めに堀江隆臣君、次に津留和子君です。

ただいまの順序によりまして、当選人を決定するくじを行います。

くじ棒の1番から5番がくじ箱に入っています。くじ棒の若い番号を引かれた方が当選人となります。

それでは、まず最初に堀江隆臣君にくじを引いていただきます。

[くじ引き]

○臨時議長（猪塚 安親君） 次に、津留和子君、くじを引いてください。

[くじ引き]

○臨時議長（猪塚 安親君） ここで、立会人の高橋君、小西君、島田君は自席へお戻りください。

くじの結果を報告いたします。

くじの結果は、堀江隆臣君が当選人と決定いたしました。

ただいま議長に当選されました堀江隆臣君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

堀江隆臣君、議長の承諾及びごあいさつをお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 皆さん、改めましておはようございます。

ただいま、上天草市議会議長につくことになりました堀江隆臣でございます。

まずもって、この私を御選出いただきましたことに対して感謝を申し上げたいと思っております。議長という大役、職務に対して私の精いっぱい努力をささげたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

大変な不況の中でもあり、国政、県政、市政を問わず、政治に対して不信が蔓延している今の様な時代、我々の議会のあり方を改めて見詰め直す、そういう時期に来ていると思っております。もっともっと市民に開かれた議会、もっともっと市民に認められた議会、もっともっと純粋に、ひたむきさを持って上天草市の将来を考えていく議会、そういった議会を目指していきたいと考えております。執行部とも、いい意味での緊張感を持ってそれぞれが切磋琢磨し、上天草市の発展という共通の目標に向かってそれぞれを高めていく、そういう環境、そういった議会をつくっていききたいと考えております。

今後、議会運営に関しまして皆様の御協力をお願いいたしまして、私の議長就任のごあいさつとさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○臨時議長（猪塚 安親君） これをもちまして、私の臨時議長としての職務を全部終了いたしました。どうも皆様、最後まで御協力、まことにありがとうございました。

ここで、議長を交代いたします。

堀江隆臣君、議長席にお着きください。

○議長（堀江 隆臣君）　　ここでお諮りいたします。

　　暫時休憩したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君）　　御異議ございませんので、暫時休憩いたします。

　　　　　　　　　　　　　　休憩　　午前 11 時 01 分

　　　　　　　　　　　　　　再開　　午前 11 時 18 分

○議長（堀江 隆臣君）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

　　この後の議事は、ただいま配付いたしました追加議事日程第 1 号の追加 1 によって行います。

　　　　　　　　　　　　　　日程第 1　副議長の選挙について

○議長（堀江 隆臣君）　　日程第 1、これより副議長の選挙を行います。

　　ここでお諮りいたします。

　　選挙の方法は、投票による選挙と指名推選の二つの方法がありますが、投票による選挙とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君）　　御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は投票により行うことに決定いたしました。

　　それでは、議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（堀江 隆臣君）　　ただいまの出席議員数は 22 名でございます。

　　投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（堀江 隆臣君）　　投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君）　　配付漏れなしと認めます。

　　投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○議長（堀江 隆臣君）　　異常なしと認めます。

　　念のため申し上げます。投票は単記無記名でございます。投票用紙には被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

　　事務局長に、議席番号と氏名の点呼を命じます。

○**議会事務局長（村枝 誠二君）** 1 番議席、平田晶子議員。2 番議席、何川雅彦議員。3 番議席、田中辰夫議員。4 番議席、須崎光枝議員。5 番議席、宮下昌子議員。6 番議席、西本輝幸議員。7 番議席、高橋健議員。8 番議席、小西涼司議員。9 番議席、島田光久議員。10 番議席、新宅靖司議員。11 番議席、川口望議員。12 番議席、田中万里議員。13 番議席、山口安彦議員。14 番議席、北垣潮議員。15 番議席、園田一博議員。17 番議席、窪田進市議員。18 番議席、津留和子議員。19 番議席、桑原千知議員。20 番議席、渡辺勝也議員。21 番議席、田中勝毅議員。22 番議席、猪塚安親議員。最後に、議長の堀江隆臣議員。

○**議長（堀江 隆臣君）** 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（堀江 隆臣君）** 投票漏れなしと認めます。

これで、投票を終了いたします。

ここで議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○**議長（堀江 隆臣君）** これより、開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に須崎光枝君、宮下昌子君並びに西本輝幸君を指名いたします。よって、3名の方に開票の立ち会いを願います。

〔開票〕

○**議長（堀江 隆臣君）** それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数22票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち、有効投票22票、無効投票ゼロ票。

有効投票のうち、新宅靖司君12票、窪田進市君10票、以上のおりでございます。

この選挙の法定得票数は6票でございます。よって、新宅靖司君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選された新宅靖司君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

新宅靖司君、副議長の承諾及びごあいさつをお願いいたします。

○**副議長（新宅 靖司君）** おはようございます。

ただいま、副議長に選出されました新宅でございます。

先ほど議長の選挙でくじになりましたけれども、私はくじにならなくてよかったなと思っております。

新議長が、県下でも若い議長ということになるろうかと思えます。議長の、立候補に向けての控室でのあいさつで、議会改革をしたいという意見も言っておりました。私も議会改革はしなければならぬと思っております。私の力がどれだけ議長を支えられるかわかりませんが、皆さんとともに議長を支えながら、そして市民にわかりやすい議会でなければならぬと思っておりますので、御協力のほど、よろしく申し上げます。

○**議長（堀江 隆臣君）** ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 29 分

再開 午前 11 時 39 分

日程第 2 議席の指定について

○議長（堀江 隆臣君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第 2、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第 4 条第 1 項の規定により、議長において指名いたします。

議員諸君の氏名とその議席の番号を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（村枝 誠二君） それでは、議長にかわりまして議席の番号と氏名を朗読いたします。

1 番議席、平田晶子議員。2 番議席、何川雅彦議員。3 番議席、田中辰夫議員。4 番議席、須崎光枝議員。5 番議席、宮下昌子議員。6 番議席、西本輝幸議員。7 番議席、高橋健議員。8 番議席、小西涼司議員。9 番議席、島田光久議員。10 番議席、川口望議員。11 番議席、田中万里議員。12 番議席、山口安彦議員。13 番議席、北垣潮議員。14 番議席、園田一博議員。15 番議席、窪田進市議員。16 番議席、津留和子議員。17 番議席、桑原千知議員。18 番議席、渡辺勝也議員。19 番議席、田中勝毅議員。20 番議席、猪塚安親議員。21 番議席、新宅靖司議員。22 番議席、堀江隆臣議員。

以上でございます。

ただいま移動になった方、大変ですけれども、御移動をお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） ただいま朗読いたしましたとおり、議席を指定いたしました。

日程第 3 会議録署名議員の指名について

○議長（堀江 隆臣君） 次に、日程第 3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 8 1 条の規定により、議長において 1 番、平田晶子君、2 番、何川雅彦君を指名いたします。

日程第 4 会期の決定について

○議長（堀江 隆臣君） 日程第 4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第 5 条の規定により、会期の決定をいたします。

本臨時会の議題に供されておりますのは、議事日程のとおりでございます。したがって、会期は本日 1 日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

ここで、昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時41分

再開 午後1時00分

日程第5 常任委員会の選任

○議長（堀江 隆臣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5、常任委員の選任を行います。常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が指名することになっています。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午後1時02分

再開 午後1時32分

○議長（堀江 隆臣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは各常任委員の氏名を申し上げます。

まず、総務常任委員を申し上げます。何川雅彦君、宮下昌子君、高橋健君、小西涼司君、園田一博君、津留和子君、桑原千知君、猪塚安親君、以上8名を指名いたします。

次に、経済建設常任委員を申し上げます。平田晶子君、川口望君、山口安彦君、北垣潮君、窪田進市君、渡辺勝也君、田中勝毅君、以上の7名を指名いたします。

次に、文教厚生常任委員を申し上げます。田中辰夫君、須崎光枝君、西本輝幸君、島田光久君、田中万里君、新宅靖司君、最後に私、議長の堀江隆臣、以上の7名を指名いたします。

ただいま指名をいたしました以上の諸君は、それぞれの各常任委員に選任することに決定をいたしました。

ただいま選任されました委員は、各委員会において御会合の上、委員長及び副委員長を御選出いただき、議長に報告を願います。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午後1時34分

再開 午後1時47分

○議長（堀江 隆臣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会において互選の結果、正副委員長が決定しましたので、報告いたします。

総務常任委員長に桑原千知君、副委員長に猪塚安親君。

経済建設常任委員長に窪田進市君、副委員長に山口安彦君。

文教厚生常任委員長に田中万里君、副委員長に西本輝幸君、以上であります。

日程第6 議会運営委員の選任

○議長（堀江 隆臣君） 日程第6、議会運営委員の選任を行います。議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が指名することになっています。

なお、委員の定数は7人となっておりますので、委員の氏名を申し上げます。

桑原千知君、猪塚安親君、窪田進市君、山口安彦君、田中万里君、西本輝幸君、以上の6名に副議長の新宅靖司君が加わります。

したがって、ただいまの7人を議会運営委員に指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員はただいまの7人を選任することに決定しました。

ここで、委員長、副委員長の選任のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時48分

再開 午後 2時07分

○議長（堀江 隆臣君） 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

議会運営委員長及び副委員長が決定しましたので、御報告いたします。

委員長に山口安彦君、副委員長に西本輝幸君、以上でございます。

日程第7 上天草衛生施設組合議会議員の選挙

○議長（堀江 隆臣君） 日程第7、上天草衛生施設組合議会議員の選挙を議題とします。

ここでお諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選とすることとし、議長において指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

それでは、上天草衛生施設組合議会議員に田中万里君、島田光久君、新宅靖司君、以上の3名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長において指名した3名の議員を当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名した3名の議員を上天草衛生施設組合議会議員の当選人と決定しました。

ただいま当選されました田中万里君、島田光久君、新宅靖司君の3名が会場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知します。

日程第8 天草広域連合議会議員の選挙

○議長（堀江 隆臣君） 次に、日程第8、天草広域連合議会議員の選挙を議題とします。

この選挙においても指名推選とすることとし、議長において指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

それでは、天草広域連合議会議員に桑原千知君、小西涼司君、宮下昌子君、以上の3名を指名します。

お諮りいたします。

ただいま、議長において指名した3名の議員を当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名した3名の議員を天草広域連合議会議員の当選人と決定いたしました。

ただいま当選されました桑原千知君、小西涼司君、宮下昌子君が会場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知します。

日程第9 上天草・宇城水道企業団議会議員の選挙

○議長（堀江 隆臣君） 次に、日程第9、上天草・宇城水道企業団議会議員の選挙を議題といたします。

この選挙においても指名推選とすることとし、議長において指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

それでは、上天草・宇城水道企業団議会議員に窪田進市君、議長堀江隆臣を指名いたします。
お諮りいたします。

ただいま、議長において指名した窪田進市君、議長堀江隆臣を当選人と定めることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。したがって、ただいま指名した窪田進市君、堀江隆臣を上天草・宇城水道企業団議会議員の当選人と決定いたしました。

ただいま当選されました窪田進市君、堀江隆臣が会場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知します。

ここで、議会運営委員会が開催されますので、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時11分

再開 午後 2時21分

○議長（堀江 隆臣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第10、承認第1号から日程第16、同意第1号までの以上7件について、先ほど議会運営委員会が開催され、審議方法について協議されておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（山口 安彦君） それでは、議会運営委員会の報告をいたします。

その前に一言、皆様方にごあいさつを申し上げたいと思います。

先ほどの委員会の互選で委員長を拝命しました山口でございます。浅学で知識もそれほどありませんけれども、皆様方の御支援をいただきながら、2年間、議会運営委員会委員長として一生懸命頑張ってまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

それでは、委員会の報告をさせていただきます。

先ほど議会運営委員会を開催し、本日提案されました議案の審議方法につきまして協議いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

検討事項は7件の議案の取り扱いで、議案の内容は税条例の一部改正2件、平成20年度一般会計補正予算、平成20年度国民健康保険特別会計事業勘定補正予算、平成20年度水道事業会計補正予算、及び平成21年度上天草市上天草総合病院事業会計補正予算、以上6件の専決処分の報告並びにその承認を求めることについてと、監査委員の選任につき同意を求めるものについての、以上7件の上程議案でありました。

この7件の議案について、事務局より提案理由及び付託委員会の説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全員異議なく本会議へ上程することに決定しました。

また、付託委員会については委員会付託を省略し、本日本会議において審議、採決することと決定しましたので、よろしく御賛同賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、議会運営委員会として、閉会中の継続審査及び調査の申し出をすることに決定しましたことを御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） ただいまの委員長報告どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定をいたしました。

日程第 1 0 承認第 1 号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて（上天草市税条例等の一部を改正する条例の制定について）

日程第 1 1 承認第 2 号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて（上天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

日程第 1 2 承認第 3 号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて（平成 2 0 年度上天草市一般会計補正予算（第 8 号））

日程第 1 3 承認第 4 号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて（平成 2 0 年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 5 号））

日程第 1 4 承認第 5 号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて（平成 2 0 年度上天草市水道事業会計補正予算（第 4 号））

日程第 1 5 承認第 6 号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて（平成 2 1 年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第 1 号））

○議長（堀江 隆臣君） それでは、日程第 1 0、承認第 1 号、上天草市税条例等の一部を改正する条例の制定についてから、日程第 1 5、承認第 6 号、平成 2 1 年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算第 2 号までの、以上 6 件を一括議題といたします。

承認第 1 号から順次、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（川端 祐樹君） 提案理由の説明を申し上げます。

平成 2 1 年第 2 回上天草市議会臨時会に提案いたします議案につきまして、その概要を御説明いたします。

今臨時会には、上天草市税条例等の一部を改正する条例の制定についてなど専決処分を求める議案 6 件、上天草市監査委員の選任につき同意を求めることについての同意議案 1 件の計 7 議案を提出いたします。各議案の内容につきましては所管部長より説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（堀江 隆臣君） まず、承認第1号及び第2号を市民生活部長。

○市民生活部長（村田 一安君） それでは、議案の1ページをお開きください。

承認第1号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて。

上天草市税条例等の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるものでございます。

専決第4号、上天草市税条例等の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴いまして、今回の改正は小幅な改正でございますけれども、単なる条文、条項の整備のための変更が多数行われております。

そこで、別冊説明資料の新旧対照表、改正後、改正前に記載してあります単なる条文、条項の整備、変更及び削除については説明を省略させていただきたいと思いますが、よろございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○市民生活部長（村田 一安君） それでは、主な改正点を申し上げます。

2ページの第56条から第58条の2におきましては、社会医療法人、非営利型一般社団・財団法人、社会福祉法人、独立行政法人、労働者健康福祉機構、健康保険組合及びその連合会または国家公務員共済組合及びその連合会が設置する場合も非課税対象に加え、医療関係者の養成において、教育に供する固定資産に係る非課税措置の拡充の取り扱いが改正となっております。

3ページでございますが、第7条の3の2、個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除につきましては、平成22年度から平成35年度までの各年度分の個人市民税に限り、所得割の納税義務者が、前年の所得税につき租税特別措置法第41条、または第41条の2の2の規定の適用を受けた場合において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するとなっております。

4ページから8ページにつきましては、関係条文、条項の整備、変更及び削除でございますので、説明は省略させていただきたいと思っております。

附則といたしまして、この条例は平成21年4月1日から施行するとなっております。

それ以下のページでございますが、それぞれの定められた施行期日経過措置を規定しておりますので、これについても説明は省略させていただきたいと存じます。

10ページをあけていただきまして、提案理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い関係規定を整備する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

続きまして、11ページをごらんいただきたいと思います。

承認第2号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて御説明いたします。

上天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるものでございます。

専決第5号、上天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてですが、これにつきましても、今回は小幅な国民健康保険税の改正ですので、先ほど申しました新旧対照表に記載してあります、単なる条文、条項の整備、変更及び削除につきましては説明を省略させていただきたいと思っております。

内容を簡単に説明いたしますと、国民健康保険税の介護分の限度額、現行9万円が1万円増額され、10万円となります。今回は国民健康保険税の介護分の限度額1万円増額に伴う条文、条項の整備、変更及び附則、特例についての地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い関係規定を整備いたしました。このことによりまして、医療分47万円、支援分12万円、介護分10万円、合計69万円が最高限度額となります。

13ページをあけていただきまして、附則といたしまして、この条例は平成21年4月1日から施行いたします。

提案理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い関係規定を整備する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものでございます。御審議いただき、御賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、承認第3号を総務企画部長。

○総務企画部長（永森 良一君） 続きまして承認第3号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて御説明申し上げますので、議案書の15ページをお開きいただきたいと思います。

平成20年度上天草市一般会計補正予算第8号について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めます。

本議案については、専決第2号として別紙のとおり補正予算書を添付しておりますので、その主な点を読み上げ、説明にかえさせていただきたいと思っております。

予算書をお開きいただきたいと思います。

承認第3号、平成20年度上天草市一般会計補正予算第8号について御説明いたします。歳入、歳出それぞれ1億5,113万5,000円を増額し、予算総額を166億4,184万9,000円とするものです。

第2表をおあけください。繰越明許費については、翌年度への繰り越しとして、一般会計から天草四郎メモリアルホール特別会計ほか1事業2,550万円の繰り出しをお願いしております。

第3表、繰越明許費については、港湾費の管理一般事務事業を300万円から450万円へ、港湾施設整備事業で1,150万円から1,000万円、翌年度繰越額の変更をお願いしております。

第4表、地方債の補正ですが、事業費の確定に伴いまして各起債の補正であります。

次に、歳入予算の主なものについて御説明申し上げます。

第10款市税、138万3,000円の減額は、喫煙者減少や事業所閉鎖により、たばこ税が38万3,000円、入湯税が100万円、それぞれ減額になりました。

第15款地方譲与税、874万円の減額は、交付額の決定により自動車重量譲与税が295万7,000円、地方道路譲与税が578万3,000円のそれぞれ減額となっております。

第20款利子割交付金は、交付額確定により133万3,000円の増額になりました。

続いて第22款、第24款、第25款、第30款、第35款、第41款、第50款の各交付金も第20款同様、交付額決定による増減となっております。

第45款地方交付税、2億3,542万6,000円の増額は、特別交付税の確定によるものです。

第70款県支出金、5,905万5,000円の減額は、総務費委託金の徴収費委託金が住民税徴収額増加により90万9,000円増額し、民生費県負担金では国民健康保険基盤安定負担金が交付決定により5,996万4,000円の減額になりました。

第80款寄附金、44万5,000円の増額は、ふるさと応援寄附金等によるものでございます。

第95款諸収入、613万6,000円の増額は、熊本県市町村振興協会市町村交付金の確定によるものです。

第99款市債、70万円の減額は、事業費の確定に伴い、増減調整をいたしました。農林水産業債におきましては、荒木浜地区基盤整備県工事負担金ほか2件で60万円の増額、土木債が海岸整備事業県負担金80万円の増額、消防費が防災行政無線デジタル整備事業で10万円の減額、災害復旧事業債が60万円の減額、過疎対策事業債が大矢野北部地区広域農道県工事負担金ほか2件で合わせて50万円の増額となっております。また、辺地対策事業債20万円の減額、合併特例債が道路維持管理事業ほか2件で170万円の減額となっております。

次に、歳出について御説明いたします。

主なものとしたしましては、第20款民生費10項社会福祉費10目社会福祉総務費では、国民健康保険特別会計基盤安定繰出金7,995万1,000円の減額、国民健康保険特別会計出産一時金繰出金156万円の増額、国民健康保険特別会計財政安定化支援繰出金4,257万1,000円を増額いたしました。

第35款農林水産業費10項農業費30目農地費は、財源組み替えによるものでございます。

第50目地籍調査費は予算の組み替え等により、72万2,000円の増額になっています。

第45款から第60款までは財源組み替えとなっています。

第70款諸支出金20項基金費97目ふるさと応援基金費の増額は寄附金のうちから44万円を基金へ積み立てるものでございます。

第75款予備費、1億8,579万3,000円の増額は、歳入、歳出の調整額であります。

ほか、特定財源と一般財源の組み替えを行っております。

以上が補正予算の概要でございますので、よろしくお願いたします。

以上で概要の説明を終わります。

なお、提案理由は、特別交付税の確定に伴い、予算を補正する必要が生じましたが、議会を招集する余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定によって専決処分し、同条第3項に基づいて議会に報告し、その承認を求めるところでございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、承認第4号を健康福祉部長。

○健康福祉部長（松浦 省一君） 議案書の16ページをお願いいたします。

承認第4号、専決処分の報告並びにその承認を求めるところでございますが、地方自治法第179条第1項の規定により、別冊補正予算書のとおり3月27日付で専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認をお願いするものでございます。

別冊補正予算書の国保21ページをお願いいたします。

専決第3号、平成20年度上天草市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算第5号は、第1条にありますとおり、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出補正予算によるもので、予算総額に変更はございません。詳細につきましては、事項別明細書により説明いたします。

26ページをお願いいたします。

まず、歳入の主なものといたしまして、第25款国庫支出金10項国庫負担金1億6万9,000円の増額は、一般被保険者医療給付費等の増により、現年度分で6,359万3,000円の増額、平成19年度の実績に基づく過年度追加分で3,647万6,000円の増額となりました。

15項の国庫補助金8,076万1,000円の減額は、普通調整交付金の9,128万6,000円の減額、特別調整交付金の1,042万2,000円の増額が主なものでございます。

第30款の県支出金185万6,000円の減額は、第1号都道府県調整交付金が2,536万5,000円の減額、第2号都道府県調整交付金が2,350万9,000円の増額となりました。

第35款の療養給付費交付金1,831万2,000円の増額は、退職被保険者等の療養給付費に対する交付金が増額となりました。

第55款の一般会計繰入金3,582万円の減額は、後期高齢者医療制度の導入に伴い国保会計の税軽減世帯が減少したことにより、保険基盤安定繰入金7,995万1,000円の減額、実績に伴う出産育児一時金等繰入金156万円の増額、保険基盤安定繰入金の減額により生じる歳入不足を補てんするための財政安定化支援繰入金4,257万1,000円の増額となりました。

第65款諸収入の10項延滞金、128万5,000円の増額は、一般被保険者の納税遅延に対する延滞金でございます。

第20項の雑入122万9,000円の減額は、一般被保険者第三者納付金、退職被保険者等第三者納付金がそれぞれの実績に伴う減額となりました。

28ページ以降の歳出につきましては、歳入予算の組み替えに伴う財源充当の変更でございます。

以上が、補正予算の概要でございますので、どうか御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、承認第5号を水道局長。

○水道局長（鎌田 成朗君） 御説明いたします。議案書の17ページをお願いいたします。

承認第5号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて。平成20年度上天草市水道事業会計補正予算第4号について、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるものでございます。

別冊の専決第1号の補正予算のほうを見ていただきたいと思います。

まず、1ページをごらんいただきたいと思います。1ページの資本金収入で350万円の増額でございます。その下の、第3条に定めております地方債の限度額3億9,160万円を3億9,510万円に改めるものでございます。

提案理由といたしまして、企業債の確定に伴い予算を補正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

これが、この議案を提出する理由でありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、承認第6号を病院事務長。

○上天草総合病院事務長（松本 精史君） 議案書の18ページをお願いいたします。

承認第6号について、御説明いたします。

承認第6号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて。平成21年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算第1号について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認をお願いするものでございます。

特例的収入及び支出の部でございます。

第1条、地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当該年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の額は、それぞれ720万円及び350万4,000円と定めるものでございます。

提案理由といたしまして、教良木診療所の経営統合に伴いまして予算を補正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がございませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認をお願いするものでございます。

これが、議案を提出する理由でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 以上で、執行部からの説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

まず承認第1号について、質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 質疑がなければ、これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ討論を終わります。

それでは、承認第1号を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。

よって、承認第1号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについては、承認することに決定いたしました。

次に、承認第2号について質疑はございませんか。

5番、宮下昌子君。

○5番（宮下 昌子君） 5番、宮下でございます。一つだけ、質問をお願いします。

国民健康保険税の上限が9万円から10万円になるということですがけれども、現在、上天草市で限度額いっぱいの保険料となっている世帯の割合はどれぐらいかということと、それを引き上げることによって影響はどんなふうに出てくるのかというのを質問したいと思います。

○議長（堀江 隆臣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（村田 一安君） 今回、限度額が1万円上がることによりまして影響が出る世帯は45世帯でございます。人数は97人でございます。

○5番（宮下 昌子君） パーセントでいくとどれぐらいですか、割合は。全世帯に対して。

○市民生活部長（村田 一安君） パーセントは出しておりませんが、一応5,757人、4,140世帯でございます。その中の45世帯というふうになります。

○議長（堀江 隆臣君） よろしいですか。ほかに、質疑はございませんか。

9番、島田光久君。

○9番（島田 光久君） 今の問題、この改正は介護分の1万円値上げということですがけれども、前回、昨年6月議会で国保税の改正があります。そのとき限度額が見直されて、65万円から68万円になりました。今回の改正は介護支援分の1万円の値上げでありますけれども、限度額が1万円値上げということで、確かに法改正でありますけれども、市民の皆さんにおいては、やはり国保税の値上げにつながってきていると私は考えます。

そこで、21年度、この国保税を改正する計画というか予定が入っているのか、その辺を教えてください。

○議長（堀江 隆臣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（村田 一安君） 現在、決算が出ておりません。したがって、6月ごろに国保運営協議会が開催される予定でございますので、その中で協議をお願いする予定でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 9番、島田君。

○9番（島田 光久君） ということは、国保運営協議会で審議されて、今度の6月に前年度が出てきて、その結果次第では改正も考えていくとか、そういうとらえ方でいいんですか。

○議長（堀江 隆臣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（村田 一安君） あくまでも、決算が出た時点で検討するというので、今回は答弁をしていきたいと思っております。

○議長（堀江 隆臣君） 9番、島田君。

○9番（島田 光久君） この介護分の値上げは税制の改正ですけれども、介護保険料の給付の改定が4月からなされていると思います。たしか、3%ぐらい給付が値上げされると思うんですけれども、それに伴って、医療全体を調整する目的も国のほうにあるのかなと私は考えていますけれども、上天草市では、3%値上げというのが恐らく入ってきていると思うんですけれども、その辺をわかりやすく、どれくらいの感じなのか、教えてもらえますか。

○議長（堀江 隆臣君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松浦 省一君） ただいま御質問の3%改正という部分ですが、多分、介護報酬処遇改善の3%の部分かと思えます。その部分がこの国保税にどう影響するかということかと思えますが、今回の国保税の1万円のアップにつきましては介護報酬のその部分とは全く関係がなくて、あくまでも国保税の中で2号被保険者が負担する介護分の支援金が国保に圧迫をかけていると。

と言いますのが、介護支援分の額というのは、診療報酬調整支払基金というところが過去2年間分くらいを算定して見込みを立て、国保のほうに、介護のほうにこれだけを支払いなさいというような額が示されるわけです。国保はその額を介護保険のほうに支払うわけですが、実際は、支払う額よりも税としてもらっている額のほうが今までは少ないということです。

それをもう少し上げないと国保のほうの財政を圧迫するというので、この1万円が値上げされたということですので、介護報酬とか介護サービスとか、そちらのほうの関係とは全く別のものでございます。

○議長（堀江 隆臣君） 9番、島田君。

質疑の発言は原則3回まででございます。この発言を最後といたしますので、最後でお願いいたします。

○9番（島田 光久君） 質疑は3回までと議長が今言われたんですが、このように一括で議決まで持っていく場合は3回と限る必要はないのではないですか。それはどう思いますか。

○議長（堀江 隆臣君） 議会運営の規則として質疑を3回というふうに定めてあります。ですから、原則として3回は、議員の発言の中で意識をしていただきたいと思います。ですから、最後で4回目を認めますけれども、これからは3回を基準として質疑の内容を自分なりにまとめていただきたいと思いますので、お願いいたします。

○9番（島田 光久君） はい、わかりました。では、最後にします。

先ほど、今度の介護分の値上げが45世帯で97名ぐらいと言われたんですが、総額で大体幾

らぐらいの収入増になりますか。

○議長（堀江 隆臣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（村田 一安君） 介護分につきましては、先ほど言いましたけれども45世帯でございますので、45万円になるかと思えます。

○9番（島田 光久君） はい、わかりました。

○議長（堀江 隆臣君） その他、質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 質疑がなければ、これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ討論を終わります。

それでは、承認第2号を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。

よって、承認第2号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについては、承認することに決定いたしました。

次に、承認第3号について質疑はございませんか。

11番、田中万里君。

○11番（田中 万里君） 11番、田中万里でございます。

質疑を行います。

まず初めに、11ページの市税、歳入についてお尋ねいたします。

先ほどの総務企画部長の説明の中でありました138万3,000円の減額について、喫煙者の減少や事業所閉鎖、あるいはたばこ税、入湯税の減額によることとございますが、我が市においては自主財源が20%弱ぐらいだったと認識しております。その貴重な自主財源が減額となるわけとございますが、その辺の調査、なぜ入湯税の減額になったか、あるいは事業所の閉鎖、これは全国的に不景気の影響だと思えますが、その辺の調査等を行われたか、あるいは今後の対策。

また、去年はスパ・タラソの2階部分のプールを閉める、閉めないで新聞でも非常に大きく取り上げられました。その辺の影響がこの入湯税には深くかかわっているのではないかと私は思っておりますが、その辺の認識のほどをお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 市民生活部長。

○市民生活部長（村田 一安君） 税関係で御質問でございますので、私のほうから。

事業所等の調査、それから対策はされたのかということとございますが、確かに、この不況によりまして旅館等の閉鎖もっております。そのような部分から、入湯税等が減ったのかというふうに思っております。

また、その対策といたしましてどうかということですが、本市は観光をメインとして事業をやっておりますけれども、観光のほうの対策につきましても観光協会また商工会等を通じながら、できる限りの対策をしていきたいとは思っておりますが、予算的なものもございますので、具体的な対策というのは現在のところ行っておりません。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑はございませんか。

○11番（田中 万里君） スパ・タラソのことも聞いているので、だれか担当の部長は答えてください。先ほど、スパ・タラソの点も私お尋ねしましたので、その辺は執行部のほうでも、こちらの質問事項にはしっかりと答えていただきたいので、どうかお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（佐伯 秀昭君） 今の御指摘の件につきましては、私もまだ勉強不足でありまして、その点につきましては後日調査してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（堀江 隆臣君） 11番、田中万里君。

○11番（田中 万里君） 市長にお尋ねします。先ほどからの繰り返しになりますが、やはり自主財源の減少というのは、非常に真剣に考えて対策を講じなければならないと私なりに考えるんですけども、その辺を市長はどのように考えておられるか、答弁を願います。

○議長（堀江 隆臣君） 市長。

○市長（川端 祐樹君） 当市の自主財源比率については20数%ということでありまして、財政的な基盤というのは非常に危うい、もろいというのが現実であります。それを払拭すべく、ここ数年、経営構造改革という部類のものを少しずつはやっているんですけども、昨年からの不況によりまして、我々が当初想定していたとおりになりにくくなっていることも実感しているところでございます。

しかしながら、当市を中長期的に運営する上では、やはり自主財源の増加を図らなければ安定した財政基盤ができませんので、そのためには、やはり経済の振興、そして立て直しを手段といたします政策をしていかなければいけないということを実感しているところでございます。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑はございませんか。

9番、島田光久君。

○9番（島田 光久君） 繰越明細についてお尋ねしたいと思います。

5ページですね。商工費の、天草四郎メモリアルホール特別会計と、土木管理費の2点について、説明してもらえますか。繰り越した理由とか現状とか、その辺をですね。

○議長（堀江 隆臣君） 総務企画部長。

○総務企画部長（永森 良一君） それでは、お答えいたします。

繰越明許費と言われるものは、その年度内に支出を終わらない見込みがあるものについて、こういう形で議会の議決を経て翌年度へ繰り越すという方法をとっておりますが、今お尋ねの2点

については、確定によって繰り越しを行うということになります。

○議長（堀江 隆臣君） 9番、島田君。

○9番（島田 光久君） 確定によって繰り越しをされると言われましたが、例えば事業を進めることができなかったとか、その辺の中身を教えてほしいんですけども。

○議長（堀江 隆臣君） 総務企画部長。

○総務企画部長（永森 良一君） 3月定例議会の折に、国の2次補正分、10月31日以降の事業実施分として9億6,000万円ほど、第7号補正としてさせていただきました。そのうち、9億200万円ほどだったと思いますが、翌年度に繰り越しをしております。

そのときに、本来はこの2,550万円についてもその処置をとるべきだったんでしょうが、まだ確定しておりませんでしたので、年度内には事業実施ができないということで、今回明許費として上げさせていただいております。

○議長（堀江 隆臣君） 9番、島田君。3回目です。

○9番（島田 光久君） はい、3回目です。

ということは、当初、予算を組んでおったけれども、2次補正を使って事業を執行するということで、時間的に出せなかったということで繰り越したと理解してよろしいんですか。

○議長（堀江 隆臣君） 総務企画部長。

○総務企画部長（永森 良一君） そのとおりです。

○議長（堀江 隆臣君） ほかにございませんか。

9番、島田君。

○9番（島田 光久君） では、次の6ページの、第3表です。

この事業は港湾事業ですけれども、同じような繰り越しが二つ入っているんですが、この補正の中身をわかりやすく説明してもらえますか。補正した金額と、事業は現在どのような状況なのか。

○議長（堀江 隆臣君） 建設部長。

○建設部長（永森 文彦君） まず、最初の大道港の可動橋の塗装工事につきましては、20年度の予算と20年度の補正、それと21年度の先取りということで3件の予算を合わせまして450万円で大道港フェリーの可動橋の工事を発注して、現在工事は終わっております。

2件目の港湾整備の単独事業ですけれども、樋島の真米地区の防波堤のかさ上げ工事、東風留の防波堤の工事2件は、いずれも現在工事中です。このことにつきましては、4月30日の入札を執行しておりますので、現在工事中であります。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） ほかにございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 質疑がなければ、これより討論に入ります。

討論はございませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（堀江 隆臣君） なければ討論を終わります。

それでは、承認第3号を採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。

よって、承認第3号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについては、承認することに決定いたしました。

次に、承認第4号について質疑はございませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（堀江 隆臣君） 質疑がなければ、これより討論に入ります。

討論はございませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（堀江 隆臣君） なければ討論を終わります。

それでは、承認第4号を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。

よって、承認第4号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについては、承認することに決定いたしました。

次に、承認第5号について質疑はございませんか。

9番、島田光久君。

○9番（島田 光久君） ちょっとお尋ねしたいと思います。

この補正で、起業債を350万円増額しているんですけども、どういう理由で、この時期に補正まで組んで増額する必要があるのか、これをわかりやすく説明してもらえますか。

○議長（堀江 隆臣君） 水道局長。

○水道局長（楢田 成朗君） 御説明いたします。

この350万円の増額に関しましては、政府資金の繰り上げ償還に伴う起業債の確定通知が届きましたところ、350万円歳入不足ということで今回補正で増額をさせていただきましたけれども、一応これに関しましては、20年9月に借り換え債を一括で補正をいたしました。そのとき、当初6%から7%未満までを繰り上げ償還して借りかえということで予算を計上していました。その中で、金融機構では5%以上はできないと予測を立てていますが、その後5%以上でも金融機構が借り換え債を認めますということで、その分を起債のほうで借りるという申請を再度上げました。その額が確定したとき、歳入のほうが350万円不足していましたので、この350万円を増額させていただくように今回計上したわけでございます。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 9番、島田君。

○9番（島田 光久君） ということは、借りかえによって金利の削減をしたと理解してよろしいんですか。

○議長（堀江 隆臣君） 水道局長。

○水道局長（鎌田 成朗君） はい、そうです。高い利率から低い利率のほうへ借りかえたと御理解いただければいいと思います。

○議長（堀江 隆臣君） ほかにございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 質疑がなければ、これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ討論を終わります。

それでは、承認第5号を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。

よって、承認第5号、専決処分報告並びにその承認を求めることについては、承認することに決定いたしました。

次に、承認第6号について質疑はございませんか。

9番、島田光久君。

○9番（島田 光久君） 1点だけ、お尋ねしたいと思います。

この報告に記載されている、教良木診療所の統廃合に伴う未収金、未払金の金額は総合病院との合算だと思うんですけども、その辺の内訳はどのようになっていますか。

○議長（堀江 隆臣君） 病院事務長。

○上天草総合病院事務長（松本 精史君） 御承知のとおり、4月1日に教良木診療所と経営統合いたしました。地方公営企業法の施行令第4条第4項では、その債務を引き継ぐとき、例えば収入とか借金を引き継ぐ場合、当該年度に含めなさいということでございます。

実は、当初予算の中にもう入りこんでおりますけれども、当初予算書はお持ちでございませうか。病院事業会計の中の、教良木診療所の中に入り込んでおります。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） ほかに、質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 質疑がなければ、これより討論に入ります。

討論はございませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（堀江 隆臣君） なければ討論を終わります。

それでは、承認第6号を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。

よって、承認第6号、専決処分報告並びにその承認を求めることについては、承認することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時17分

再開 午後 3時43分

日程第16 同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（堀江 隆臣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第16、同意第1号、監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（川端 祐樹君） 同意第1号について、御説明申し上げます。

上天草市議会議員のうちから選任する監査委員につき次の者を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所、上天草市姫戸町二間戸3873番地7。氏名、田中勝毅。

提案理由としましては、地方自治法第196条第1項の規定によりまして、議会の同意を得る必要がございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

ここで、同意第1号は議員の一身上に関する事件であり、地方自治法第117条の規定に基づき除斥が必要でありますので、しばらく田中勝毅君の退場を求めます。

[19番 田中勝毅君退場]

○議長（堀江 隆臣君） それでは、これより質疑に入ります。

同意第1号について、質疑はありますか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（堀江 隆臣君） 質疑がなければ、同意第1号を採決いたします。

本件は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。

よって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで、田中勝毅君の議場への入場を許します。

〔19番 田中勝毅君入場〕

日程第17 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（堀江 隆臣君） 日程第17、委員会の閉会中の継続審査及び調査を議題といたします。

総務常任委員長、経済建設常任委員長、文教厚生常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第98条の規定により、お手元に配付のとおり所管及び所管事務について、閉会中の継続審査及び調査の申し出がっております。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査等をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査等をすることに決定しました。

以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

これをもって、平成21年第2回上天草市議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午後 3時46分